8. 健康福祉

〇社会福祉

1. 社会福祉団体育成事業

地域に根ざした福祉サービスを提供している長浜市社会福祉協議会(以下「協議会」という。)に対し、協議会が行う社会福祉事業や長浜市社会福祉センターの維持・管理に要する経費に対して補助を行っています。

また、地域福祉の増進に寄与することを目的に自主的な活動を実施する福祉団体に対して補助を行っています。

2. 民生委員·児童委員活動推進事業

地域住民の連帯と福祉の向上を目指し、援助と相談等を行う民生委員・児童委員の活動に対して必要な支援を行っています。

- ・民生委員・児童委員…定数325人(うち主任児童委員30人)
- ・「例会」: 月1回開催(市内15の地区毎)
- · 長浜市民生委員児童委員協議会

「理事会」:月1回開催 「総会」:年1回開催

専門部会等を設置…高齢福祉部会、児童福祉部会、しょうがい福祉部会、

主任児童委員連絡会、広報委員会

3. 福祉バス運行事業

社会福祉事業の振興を図り、自主的な社会活動の円滑化を図るため、地域福祉事業に取り組む団体を対象に福祉バスを運行しています。(社会福祉協議会へ事業委託)

【令和2年度運行実績】

運行台数 10台(大型:1台、中型:3台、小型:6台、リフト付:0台)

利用者数 82人

走行距離 1,230km

4. 結婚支援事業

地域福祉の側面から、定期的に行う結婚相談と出会いの機会を創出する結婚活動支援等を行っています。

- ・市内2会場において、相談会をそれぞれ月4回開催
- ・出会いの機会を創出するイベントへの補助事業などを実施

【令和2年度実施状況】 イベントへの補助:0件、相談員セミナーの開催:1回

5. 地域の見守り支援事業

社会福祉事業の一環として、市内各種事業者(新聞販売店、ガス会社、宅配業者等)にご協力をいただき、安心して暮らせるまちを目指して、地域の見守り支援を行っています。

【協定締結事業者】 34事業者(令和3年度当初時点)

〇生活福祉

1. 生活保護の状況

	区	分			令和元年度	:		令和2年度	艺
		N		世帯数	人 員	扶助額	世帯数	人 員	扶助額
				世帯	人	千円	世帯	人	千円
生	活	扶	助	7,869	10, 469	419, 545	7, 849	10, 327	415, 444
住	宅	扶	助	6, 483	8,636	196, 833	6, 529	8,638	200, 631
教	育	扶	助	461	685	6, 161	455	650	6, 431
介	護	扶	助	2, 249	2, 344	43, 955	2, 385	2, 461	45, 612
医	療	扶	助	8, 383	10, 586	932, 681	8, 386	10, 419	847, 628
出産	・生業	葬祭	扶助	312	348	9, 199	336	352	9, 039
施	設 事	事 務	費			49, 115			51, 301
合	計			_	_	1, 657, 489	_	_	1, 576, 086

(注) 世帯数・人員は年間延数

2. 生活保護率・世帯数・人員の推移

区分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
人員	1086	1097	1183	1185	1230	1212	1173	1108	1056	1013	997	982
世帯数	731	735	798	803	831	831	821	788	774	749	745	749
保護率	8. 60	8. 70	9. 43	9. 50	9. 97	9. 91	9.65	9. 19	8. 82	8. 53	8. 44	8. 36
申請件数	157	160	113	147	115	102	69	80	80	83	87	81
開始件数	122	140	102	132	103	90	61	64	70	81	77	83
廃止件数	68	80	100	95	111	94	93	76	102	82	77	79

(注)人員・世帯数・保護率は、毎年4月1日現在 申請・開始・廃止件数は、当該年度総数

3. 行旅病人(死亡人)等の救護

救護者がいない行旅病人及び死亡人の取扱並びに行旅困窮者の救護を行います。

【令和2年度】

行旅病人・死亡人取扱件数

0件

行旅困窮者救護(回数券等給付等)支給金額

80,500円

4. 住居確保給付金支給事業

離職者で就労能力及び就労意欲のある市民に対し、住宅の確保及び住宅喪失の予防を行い、就労機会の確保を支援します。

【令和2年度】 支給人数119人 支給延月数612か月 支給総額21,084,700円

〇しょうがい福祉

1. 「長浜市しょうがい福祉プラン」

本市では、しょうがい福祉を推進するため「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定しています。 この計画では、市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で 心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現 を基本理念としています。この基本理念の実現に向けて取組を進めています。

2. 手帳制度

身体、知的、精神にしょうがいのある人に、各種保健福祉サービスや援助事業を受けるための 手帳が交付されます。

[「身体障害者手帳」所持者の状況]

しょうがい の種別	視 覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内	部	11 h
1・2級	180 人	100 人	7人	789 人		859 人	1,935 人
3・4級	35 人	76 人	45 人	1,168 人		484 人	1,808 人
5・6 級	43 人	87 人	- 人	566 人		- 人	696 人
計	258 人	263 人	52 人	2,523 人	1,	,343 人	4,439 人

(令和3年4月1日現在)

〔「療育手帳」所持者の状況〕

しょうがいの程度	最重度(A1)	重度(A2)	中度(B1)	軽度(B2)	計
18 歳未満	43 人	45 人	82 人	129 人	299 人
18 歳以上	169 人	180 人	298 人	375 人	1,022 人
計	212 人	225 人	380 人	504 人	1,321 人

(令和3年4月1日現在)

[「精神障害者保健福祉手帳」所持者の状況]

しょうがいの程度	1級	2 級	3級	計
人数	84 人	530 人	334 人	948 人

(令和3年4月1日現在)

3. 「長浜市しょうがい者自立支援審査会」

障害者総合支援法のしょうがい福祉サービスの利用には、区分1から6までの段階で表される「障害支援区分」の認定を受けることが必要です。認定は、国で定められた項目による心身状態に関する調査結果と医師意見書の資料を基に、審査会で判定を行う仕組みとなっています。

本市では、「長浜市しょうがい者自立支援審査会」を設置し、医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する17人の委員により、合議体を3組編成し、多面的な視点による審査を実施しています。

この審査会は、地方自治法に基づく事務委託を米原市から受け、米原市分を一緒に審査を実施しています。

[審査判定の状況(のべ人数)]

		非該当	区分 1	区分 2	区分3	区分 4	区分 5	区分6	計
30	長浜市	1人	0人	62 人	77人	91 人	47 人	66 人	344 人
年	八拱川	0.3%	0%	18.0%	22.4%	26.4%	13.7%	19.2%	100.0%
度	圏域	1人	2 人	74 人	97 人	117人	66 人	85 人	442 人
反	全体	0.2%	0.5%	16.7%	22.0%	26.5%	14.9%	19.2%	100.0%
91	長浜市	0人	0人	40 人	72 人	55 人	34 人	52 人	253 人
31 年	印例文	0%	0%	15.8%	28.5%	21.7%	13.4%	20.6%	100.0%
度	圏域	0人	0人	58 人	95 人	71 人	45 人	64 人	333 人
反	全体	0%	0%	17.4%	28.5%	21.3%	13.6%	19.2%	100.0%
R2	長浜市	1人	0人	46 人	79 人	63 人	33 人	63 人	285 人
年	八拱川	0.4%	0%	16.1%	27.7%	22.1%	11.6%	22.1%	100.0%
度	圏域	1人	3 人	63 人	94 人	71 人	40 人	92 人	364 人
汉	全体	0.3%	0.8%	17.3%	25.8%	19.5%	11.0%	25.3%	100.0%

4. しょうがい福祉サービス (障害者総合支援法:自立支援給付)

身体、知的、精神にしょうがいのある人や児童の保護者がサービスを選択し、サービスを提供する事業者や施設と契約してホームヘルプサービスや生活介護・就労支援等のサービスを利用すると、障害者総合支援法に基づきその費用が給付されます。

なお、所得に応じて月当たりの負担上限額が設定されています。

〔支給決定者数〕※複数のしょうがいがある人は、主たるしょうがい区分にて計上

サービス	知的 しょうがい者	身体 しょうがい者	精神 しょうがい者	児童	計
居宅介護	141	117	98	18	374
重度訪問介護	3	7	0	0	10
行動援護	26	2	0	9	37
同行援護	2	46	1	0	49
療養介護	7	22	0	0	29
短期入所	133	32	10	20	195
生活介護	265	80	20	0	365
施設入所支援	85	35	0	0	120
共同生活援助	84	4	11	0	99
自立訓練〔機能訓練〕	0	1	0	0	1
自立訓練〔生活訓練〕	3	0	4	0	7
宿泊型自立訓練	0	0	4	0	4
就労移行	6	1	23	0	30
就労継続支援〔A型〕	69	25	35	0	129
就労継続支援〔B型〕	185	37	96	0	318
就労定着支援	14	0	8	0	22
地域移行・定着支援	0	0	0	0	0
児童発達支援	0	0	0	194	194
放課後等デイサービス	0	0	0	185	185
保育所等訪問支援	0	0	0	7	7

(令和3年4月1日現在)

5. 補装具費の支給 (障害者総合支援法:自立支援給付)

身体の機能を補う用具(車いす、義肢、補聴器等)が必要な人に、各物品等に定められた国の基準に従い「補装具費」として費用を支給します。自己負担は、費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

[支給件数](交付) 身体しょうがい者 108件 (修理) 身体しょうがい者 111件 (令和2年度)

6. 自立支援医療「更生医療」の給付(障害者総合支援法:自立支援給付)

身体にしょうがいのある人(18歳以上)が程度を軽くし、能力を回復するための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 373件 (令和2年度)

7. 自立支援医療「育成医療」の給付(障害者総合支援法:自立支援給付)

身体にしょうがいのある児童等(18歳未満)が、生活能力を得るための治療を行う場合の医療費を給付します。自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。

〔給付件数〕 30件 (令和2年度)

8. 自立支援医療「精神通院医療」の給付(障害者総合支援法:自立支援給付)

精神にしょうがいのある人が、精神科に通院して疾患の治療を行う場合の医療費を給付します。 自己負担は医療費の1割ですが、収入や課税状況に応じて自己負担額の上限が定められています。 〔給付決定者数〕 1,791人 (令和3年4月1日現在)

9. 相談支援事業(障害者総合支援法:地域生活支援事業 等)

しょうがいのある人の福祉に関する様々な問題について、しょうがいのある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、虐待の防止や早期発見及び権利擁護や成年後見制度利用のための関係機関との連携調整など、必要な援助を行います。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」を設置し、地域の関係機関の連携強化を図っています。また、令和元年度より、「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」を設置するとともに、相談支援事業所に機能強化員を配置することにより、生活上のアドバイスやサービスの利用についての総合的な調整を図っています。

- ○しょうがい者相談支援事業
- ○相談支援機能強化事業
- ○働き暮らし応援センター事業
- ○認証発達障害者ケアマネジメント支援事業

10. 意思疎通の支援(障害者総合支援法:地域生活支援事業)

聴覚等にしょうがいのある人のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。本市しょうがい福祉課には手話通訳士を配置しています。

11. 日常生活用具の給付(障害者総合支援法:地域生活支援事業)

しょうがいのある人の自立生活を支援するための日常生活用具(特殊寝台、拡大読書器等)やストマ装具などを給付します。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて月当たりの負担上限額が定められています。

12. 日常生活用具の特例給付事業

日常生活用具給付事業でストマ装具又はおむつの給付を受けている人が、月当たりの給付基準を超えて自費購入した場合、半額分を給付します。なお、月当たりの給付上限額が定められています。

〔給付件数・ストマ〕 773件

[給付件数・おむつ] 114件 (令和2年度)

13. 移動支援事業 (障害者総合支援法:地域生活支援事業)

屋外において移動に困難のあるしょうがいのある人等に対して、社会生活上不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための介護者の派遣を行います。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 215人、 11,036 時間、 29 事業所 (令和 2 年度)

14. 地域活動支援センター (障害者総合支援法:地域生活支援事業)

地域活動支援センターは、在宅のしょうがいのある人が通う施設で、創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流などの支援を行います。専門職員による各種相談、機能訓練、社会適応訓練、入浴等の事業が実施されます。

- ○地域活動支援センターⅠ型基礎的事業
- ○地域活動支援センター I 型機能強化事業

15. 訪問入浴サービス (障害者総合支援法:地域生活支援事業)

身体に重度のしょうがいのある人の自宅に訪問して入浴サービスを提供します。 〔利用者数〕実利用者数 17人、1,614回、5事業所 (令和2年度)

16. しょうがい者生活支援事業 (障害者総合支援法:地域生活支援事業)

各種サービスの利用相談や福祉機器の利用の助言、趣味余暇活動の支援、ピアカウンセリング、 パソコン教室、音楽療法教室などを実施します。

17. 精神しょうがい者生活支援事業(障害者総合支援法:地域生活支援事業)

精神にしょうがいのある人に対して日常生活の相談や生活指導等を行う団体活動を支援します。

[実施状況] 対象団体 2団体、登録相談員数 8人 (令和2年度)

18. 日中一時支援事業(障害者総合支援法:地域生活支援事業)

しょうがいのある人・子どもに対して、日中にサービス事業所や施設等で活動の場所を提供し、 見守りや短時間保護、社会適応訓練、レクリエーションなどを行うサービスです。

利用者負担は事業費の1割を基本としていますが、課税状況により軽減します。

〔利用状況〕 実利用者数 153人、32事業所 (令和2年度)

19. 音訳広報の発行(障害者総合支援法:地域生活支援事業)

「市議会だより」の音訳版を市内ボランティアグループに協力いただいて作成し、対象者にお届けしています。

20. 手話奉仕員養成事業 (障害者総合支援法:地域生活支援事業)

聴覚にしょうがいのある人への理解と認識を深め、日常生活での手話によるコミュニケーションと交流活動を促進することを目的として「手話奉仕員養成講座」を開催し、将来的な手話通訳者や手話ボランティアとして地域で活躍する人材を育成します。

21. 自動車の改造費・操作訓練費の助成(障害者総合支援法:地域生活支援事業等)

肢体に重度のしょうがいのある人またはその介護者が運転する自動車の改造費、身体にしょうがいのある人の運転免許取得経費について 10 万円を限度に助成します。

改造費助成の場合には所得制限があります。

[支給件数](令和2年度)

「改造費助成」 6件(本人用 3件、介護者用 3件)

「操作訓練費助成」 2件

22. 住宅改造費の助成

視覚又は肢体に重度のしょうがいのある人若しくは重度の知的しょうがいのある人が居住している住宅を改造する費用を助成します。

所得制限があります。助成上限額が定められています。

〔支給件数〕 5件 (令和2年度)

23. 福祉手当の支給

心身に重度のしょうがいのある在宅の人や児童、または中度以上のしょうがいのある在宅の児 童を養育する人に手当を支給します。

〔支給件数〕 「特別障害者手当」 132 件

「障害児福祉手当」 76 件 「福祉手当(経過措置)」 3 件

「特別児童扶養手当」 196 件 (令和2年度)

24. 精神しょうがい者医療費助成

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人に、医療費の自己負担額を助成します。所得制限があります。1級の人は全科の入院・外来医療費、2級の人は精神疾患を治療している外来医療費を対象に助成します。

[助成決定者数] (1級) 57人、 (2級) 426人 (令和2年4月1日)

[内訳(重複有)](【】は助成区分番号)

「精神しょうがい者/児【70】」 404人

「精神障害者保健福祉手帳」1・2級の人で、自立支援医療(精神通院)支給認定者「精神しょうがい老人【75】」 56人

精神しょうがい者【70】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者「重度しょうがい者/児【47】」 30人

「精神障害者保健福祉手帳」1級の人(精神科通院時は【70】を使用)

「重度しょうがい老人【85】」 7人

重度しょうがい者【47】に該当する人で、後期高齢者医療制度加入者 (精神科通院時は【75】を使用)

25. 人工透析患者通院交通費助成金の支給

人工透析療法を受けるため、月に8回以上通院している人に、医療機関までの距離に応じて月

額 1.000 円又は 2.000 円を支給します。所得による制限があります。

[支給件数] 130件 (令和2年度)

26. 社会参加援助金の支給

在宅で 75 歳未満の、「身体障害者手帳」 $1\cdot 2$ 級、「精神障害者保健福祉手帳」 $1\cdot 2$ 級又は「療育手帳」をお持ちの人に年額 12,000 円を支給します。

〔支給件数〕 身体しょうがい者 859件

知的しょうがい者 1,139件

精神しょうがい者 484件 (令和2年度)

27. スモンしょうがい者支援

在宅のスモン患者に対して、年額 35,000 円を採暖に要する費用の助成として支給します。 〔支給件数〕 1件 (令和2年度)

28. 衛生材料の支給

重度のしょうがいがあるため常時おむつが必要な人に衛生材料 54,000 円分(年間)を支給します。所得制限があります。※令和2年9月から日常生活用具給付等事業に移行しました。

〔支給件数〕 51件 (令和2年度)

29.「食」の自立支援事業(配食サービス)

重度のしょうがいがある人のみの世帯または同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、週5回 を限度に昼食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

〔支給件数〕 11件 (令和2年度)

30. 訪問理美容サービス

重度のしょうがいがある人のみの世帯又は同居者すべてが高齢の世帯の人を対象に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。

〔利用件数〕 20人 38件 (令和2年度)

31. 福祉電話・ファックスの貸与

外出が困難な重度のしょうがい者や聴覚音声言語機能にしょうがいのある人に、電話、ファックス又はフラッシュベルを貸与します。所得制限があります。

〔貸与件数〕 2件 (令和2年度)

32. 点字新聞購読費の助成

点字新聞を購読している視覚にしょうがいのある人に、購読にかかる経費について年間 14,000 円を限度に助成します。

33. 発達支援事業(児童福祉法:児童発達支援等)

心身の発達に何らかの課題がある就学前の児童に対し、個々の特性や状態に応じた支援を提供するとともに、その家族や支援者に対して専門的知識・技術に基づいた支援を行います。

また、令和2年度より、しょうがい福祉課内に「発達支援室」を設置し、年齢ごとの発達に関する相談に加え、心理判定員等専門職による検査や心理面談等を通じて、種々なサービスや社会資源へ適切につなぐための体制を充実させています。

長浜市児童発達支援センター (小堀町 32 番地 3) 長浜市こども療育センターわかば園 (内保町 480 番地 3) 長浜市こども療育センターいちご園 (高月町渡岸寺 160 番地)

児童発達支援事業延べ人数 6,998 人

保育所等訪問支援事業延べ人数 151人 (令和2年度)

3 4. 障害児相談支援事業 (児童福祉法:障害児相談支援 等)

心身の発達に何らかの課題がある児童や家族等の依頼に基づき、福祉サービス利用のための計画作成や申請手続き等の支援を行います。

長浜市相談支援事業所(小堀町 32 番地 3)

障害児相談支援件数 286件

計画相談支援件数 8件 (令和2年度)

35. 料金の割引、税金の減免など

身体障害者手帳等を所持している人を対象にその等級によって各種の割引制度などがあります。 鉄道・バス・タクシー・航空運賃、有料道路通行料、NHK放送受信料などについては料金の割引 があります。住民税・自動車税・所得税・相続税・贈与税については、しょうがいのある人又は扶 養者は所得控除や非課税などの措置が受けられます。

36. 福祉圏域事業の展開

本市は、米原市とともに湖北福祉圏域を構成しており、しょうがい福祉施策に関しては一部、共同で事業を進めています。

「長浜米原しょうがい児者基幹相談調整センター」のほか、「働き暮らし応援センター」、「地域活動支援センター」、「長浜米原しょうがい者自立支援協議会」、相談支援、スポーツ教室等の事業について、運営や調整を行っています。

37. しょうがい福祉施設への受注拡大

障害者就労施設等で働くしょうがい者等の所得の向上と社会参加促進を目的として、市の物品購入や業務委託について「障害者優先調達推進法」や「長浜市しょうがい者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、発注の拡大に向けて取組を進めています。

〇児童福祉

1. 家庭児童相談室運営状況

【相談員数】 9人 (令和2年度)

相談内容	養護	保健	障害	非行	育成	DV	その他	計
相談件数	1,241 件 (内児童 虐待関係 674 件)	29 件	30 件	5件	78 件	128 件	77 件	1,588 件

2. 児童遊園

【設置数】4か所 (千草児童遊園・田村山児童遊園・上坂児童遊園・鳥羽上児童遊園)

3. 児童手当支給状況

【対象者】中学校修了前の児童を養育している親等に支給

【支給額】3才未満、3才以上小学校修了前(第3子以降)15,000円 3才以上小学校修了前(第1、2子) 中学生 10,000円

所得制限限度額を超える場合(特例給付) 5,000円

【支給状況】 児童の数 14,262人

受給者数

8,405人(令和3年2月定期払時)

4. 地域子育て支援センター事業

【支援内容】 ①子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進

- ②子育て等に関する相談及び援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習会等の実施

【実施場所】

- (公設4か所) ・サンサンランド子育て支援センター(長浜市児童文化センター内)
 - ・こどもらんど子育て支援センター (浅井農村環境改善センター内)
 - ・のびのびらんど子育て支援センター(びわ認定こども園内)
 - ・あいあいらんど子育て支援センター(高月支所内)

(民間(委託) 4か所)

- ・チャイルドハウス子育て支援センター (チャイルドハウス児童センター内) (事業委託 社会福祉法人 石龍会)
- ・ニコニコひろば(小谷児童館内) (事業委託 社会福祉法人 光寿会)
- ・子育て広場 スキップ (六荘まちづくりセンター内)

(事業委託 六荘地区地域づくり協議会)

・まちのほけんしつ きずな

(事業委託 医療法人 まちのほけんしつ)

5. ファミリー・サポート・センター事業

【事業内容】子どもを預けたい人(おねがい会員)と預かれる人(まかせて会員)が育児の相互援助活動を支援することで仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境と地域の子育て支援を行う。

【対象者】 まかせて会員・・・市内在住かつ、自宅で子どもを預かることができる人

おねがい会員・・・概ね12歳までの子どもがいる市内在住、または市内勤務等の人

どっちも会員・・・まかせて会員とおねがい会員を兼ねることができる人

【活動状況等】おねがい会員:246人、まかせて会員:144人、どっちも会員:28人

活動件数:784件(会員数:令和3年3月末現在・活動件数:令和2年度)

6. 放課後児童クラブ

【事業内容】保護者等が就労その他の事情により昼間家庭にいない小学校児童を対象に、放課後や 小学校の長期休業中等に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る事業。

(1) 公設クラブ

①実施時間 授業日放課後~18:00

長期休業中、授業日の振替休日 7:30~18:00

②クラブの開設状況

令和3年4月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	住 所
1	ひばりクラブ	長浜小学校内	120	134	高田町9番9号
2	山ばとクラブ	長浜北小学校内	120	161	八幡中山町1310番地
3	たんぽぽクラブ	神照小学校内	80	103	神照町311番地
4	あじさいクラブ	南郷里小学校内	80	132	南田附町352番地
5	ひまわりクラブ	北郷里小学校内	40	52	春近町353番地
6	すみれクラブ	長浜南小学校内	40	85	加田町1460番地
7	つくしクラブ	湯田小学校内	80	92	内保町1051番地
8	コスモスクラブ	浅井小学校内	40	75	当目町64番地
9	わくわくクラブ	びわ南小学校内	40	49	川道町3456番地
10	たけのこクラブ	びわ北小学校内	40	54	益田町56番地
11	サザンカクラブ	虎姫学園内	40	79	五村 88 番地
12	コハクチョウクラブ	朝日小学校内	40	27	湖北町山本1125番地
13	サルビアクラブ	速水小学校内	40	80	湖北町速水2561番地
14	つきっこクラブ	高月小学校内	80	135	高月町高月738番地
15	ななっこクラブ	七郷小学校内	40	65	高月町唐川248番地
16	コブシクラブ	木之本小学校内	40	44	木之本町木之本685番地1
	合	計	960	1, 384	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(2) 民間クラブ (児童福祉法に基づく市委託事業)

①実施時間 授業日 放課後~19:00

 \sim 18:30 (No.3 \sim 7)

 \sim 18:00 (No.8, 14)

長期休業中、授業日の振替休日

 $7:30\sim19:00$

 \sim 18:30 (N₀3 \sim 7) \sim 18:00 (N₀8, 14)

②クラブの開設状況

令和3年4月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	住所
1	チャイルドハウス 放課後児童クラブ	チャイルドハウ ス児童センター	80	106	田村町1606番地3
2	ニコニコクラブ	小谷児童館	30	45	小谷丁野町723番地1
3	放課後児童クラブ みらいキッズ勝教室	民間施設	40	54	勝町470番地
1 /1	放課後児童クラブ みらいキッズ平方教室	民間施設	40	46	平方町238番地
5	放課後児童クラブ みらいキッズ大宮教室	民間施設	40	39	大宮町9番9号
6	キッズパーク放課後児童クラブ風の街学舎	民間施設	35	55	八幡中山町 477 番地
7	キッズパーク放課後児童クラブ浅井学舎	民間施設	35	34	内保町 258 番地 1
8	キッズパーク放課後児童クラブ高月学舎	民間施設	40	34	高月町東物部 36 番地 1 北のキャンス内
9	放課後児童クラブ イングリッシュアイランド	民間施設	70	70	北船町3番24号
10	放課後児童クラブかゆうの家	民間施設	30	55	八幡東町561番地
11	きっずライフ南高田	民間施設	30	45	南高田町5番5号
12	きっずライフ八幡中山	民間施設	40	50	八幡中山町1154番地1 NKビル2階
13	きっずライフ八幡東	民間施設	40	47	八幡東町103番地1
14	アリーナキッズ	民間施設	45	30	八幡東町612番地
	合 計		595	710	

※登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

(3) 小規模クラブ (市補助事業)

①実施時間 授業日 放課後~18:00 (No.1)

~18:30 (No.2) ※No.3~5 は長期休業中のみ

長期休業中、授業日の振替休日

 $8:15\sim18:00$ (No.1) $8:00\sim18:30$ (No.2) $7:30\sim19:00$ (No.3)

 $7:30\sim18:30$ (No.4) $8:30\sim18:00$ (No.5)

②クラブの開設状況

令和3年4月1日

No.	クラブ名	開設場所	定員	登録 児童数	住所
1	キッズステーション	やまなみセンタ 一内	30	26	余呉町中之郷2434番地
2	放課後児童クラブ[フレンズ]	長浜市保健セン ター西浅井分室	30	46	西浅井町塩津浜1795番地
3	正風館道場CSC	民間施設	20	0	新庄馬場町174番地
4	放課後児童クラブこうのとり	旧浅井北幼稚園	15	14	野田町6番地
5	トキッズクラブ	高時小学校内	35	23	木之本町石道1079番地1
	合 計		130	109	

[※]登録児童数は、長期休業中のみ利用者も含む

〇母子福祉関係

1. 母子福祉相談事業

(令和2年度)

相			生	三活全点	投			児			生活	援護			
1 1 1	住	医	家	就	結	養	そ	76	母	寡	公	児	生	そ	
談			<u></u>						子父	婦	44	童	シエ		= 1
内			庭				0		父子	福	的	扶	活	の	計
' '			紛						福祉資金	祉	年	養	保		
容			<i>-</i>		100			童	資	資 ^	_	手	~# -	, ,	
	宅	療	争	労	婚	育	他		金	金	金	当	護	他	
件数	144	231	111	177	39	127	145	359	90	13	46	286	64	258	2,090

2. 児童扶養手当支給状況

(令和2年度)

	区	分		延 人 数(人)	支 出 額(円)
全	部	支	給	5, 040	217, 413, 150
_	部	支	給	3, 906	113, 704, 450
加	拿	草	額	5, 133	45,010,290
	計	•		14,079	376, 127, 890

3. 母子福祉資金の貸し付け

(令和2年度)

事業 開 始	種		別			貸付	
就		7里	ניס		件数(件)	金額 (円)	
事業 継 続 住 支 度 就 学 支 修 支 2 修 養 学 技 能 習 技 佐 近 生 転 全 児 童 大 養 金 1 260,000 000	事	業	開	始			
住 宅 就 学 支 修 学 2 修 療 養 通 技 管 技 能 習 结 生 活 転 宅 資 金 児 童 扶 養 金 児 金 1 260,000	就	職	支	度			
住 宅 就 学 修 学 修 業 療 養 进 世 持 告 生 告 上 金 月 章 全 全 月 260,000	事	業	継	続			
修 学 2 2,325,000 修	住			宅			
修 療 養 通 技 技 能 習 得 結 生	就	学	支				
技 能 習 得 結 婚 生 活 転 宅 資 金 1 260,000 児 童 扶 養 資 金	修			学	2	2, 325, 00	0
技 能 習 得 結 婚 生 活 転 宅 資 金 1 260,000 児 童 扶 養 資 金	修			業			
技 能 習 得 結 婚 生 活 転 宅 資 金 1 260,000 児 童 扶 養 資 金	療			養			
技 能 習 得 結 婚 生 活 転 宅 資 金 1 260,000 児 童 扶 養 資 金	通			学			
生 活 転 宅 資 金 1 260,000 児 童 扶 養 資 金	技	能	習				
転 宅 資 金 1 260,000 児 童 扶 養 資 金	結			婚			
児童扶養資金	生			活			
	転	宅	資	金	1	260,00	0
計 3 2,585,000	児	童 扶	養資				
					3	2, 585, 00	0

(県制度)

4. ひとり親家庭自立支援教育訓練補助金支給事業

【事業内容】就労による自立を目指し、就労に有利な資格取得のため教育訓練講座を受講するひ とり親家庭の父または母に対して、補助金を交付します。

【支給額】 受講費用の60% (下限12千円、上限20万円) ※平成27年度までは、受講費用の20% (下限4千円、上限10万円)

【支給状況】0件(令和2年度)

5. ひとり親家庭高等技能訓練促進補助金支給事業

【事業内容】就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格を取得するため、養育訓練機関に おいて修業するひとり親家庭の父または母に対し一定期間補助金を交付します。

【支給額等】修業期間のうち3年

※平成27年度までは、修業期間のうち2年間 平成24年度以降に修業を開始したもの

a) 非課税世帯 月額100,000円

b)課税世帯 月額70,500円

【支給状況】0件(令和2年度)

6. ひとり親家庭家事援助派遣事業

【事業内容】日常生活を行う上で援助が必要なひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)に家事へルパーを派遣します。

【援助内容】炊事・洗濯・子どもの身の回りの世話など

【派遣状況】派遣世帯 0世帯 (令和2年度)

〇保健センター

施設名	住所		
長浜市保健センター	長浜市小堀町32番地3(ウェルセンター内)		
長浜市保健センター高月分室	長浜市高月町渡岸寺160番地		

〇保健 · 衛生

1. 健康ながはま21推進事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康へくり推進協議会開催	長浜市健康増進計画「健康ながはま21」の 進捗管理	年1回程度

2. 地区組織活動支援事業

事業名	内容等	実施予定時期
健康づくり推進事業	長浜市健康推進員協議会へ事業委託 健康推進員 317人 ・地域での健康づくり活動の推進	随時
健康推進員育成事業	健康推進員養成講座(新規育成) 健康教室(医師会委託)、ステップアップ研修等 自主研修 随時	随時
健康づくり自主活動 グループ相談支援	【学校読み聞かせボランティア】 ジーバーぽこぽこグループの活動相談	随時

3. 啓発・普及事業

事業名	内容等	実施予定時期
むし歯予防啓発事業	「お茶でバイバイ!むし歯菌」をキャッチフレー ズに、園や小中学校等に啓発チラシの配布、オリ ジナルソングの周知及び活用を推進。	

たばこから健康を守る 環境づくり事業	母子手帳交付時、乳幼児健診の場で妊婦や乳幼児の保護者に対する禁煙・受動喫煙防止啓発、禁煙支援。 市内各学校等への喫煙防止教材の貸し出し、各種イベントでのCO濃度・肺年齢測定。 地域団体への禁煙・受動喫煙防止に関する啓発実施 禁煙外来・禁煙出前講座の紹介	通年
献血事業	献血への協力を呼びかける	毎月2~3回
健康出前講座	自治会・老人会・婦人会・子ども会等市内各団体 への健康出前講座	随時

4. 生涯を通じた健康づくり事業

①母子保健事業

事業名	内容等	実施予定時期
長浜市すこやか出産支援事業	不妊症治療・不育症治療に要した費用に対し、治 療費の一部を助成	随時
母子健康手帳の発行 父子手帖の発行 すこやか手帳の発行	妊娠期の健康管理指導および妊婦健康診査受診券 の発行、父親の育児参加への啓発 出生届出時に発行(乳幼児健診、予防接種)	妊娠届出時 出生届出時
妊婦健康診査	妊娠中に必要とされる標準的な健診項目を公費負 担	隋時
ハッピー子育て事業	ハッピー子育てチケットを発行し、市が指定する 事業者(サロン等)で保健師・助産師等医療専門職 による相談支援や保護者交流を行う	随時
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等がある方に、医療機関等で日帰り又は宿泊にて心身のケアや育児サポート等の支援を行う	随時
妊産婦訪問	妊婦及び産婦で必要な方への保健指導・育児指導	随時
新生児訪問	全ての新生児への育児指導	随時
訪問指導	要観察児、健診未受診児等に対し、家庭訪問による子育て支援	随時
子育てコンシェルジュ事業	各地区の担当保健師が子育てコンシェルジュとして、妊娠・出産・子育てに関する相談を行い、子育て支援の情報提供、サービス利用のサポートを行なう	随時

4か月児健診	問診、計測、内科診察、離乳食指導、育児相談、 ブックスタート	年36回
10か月児健診	問診、計測、内科診察、歯科保健指導、栄養指導、 育児相談、ブックスタート	年36回
1歳8か月児健診	問診、計測、内科診察・歯科健診、歯科保健指導、 栄養指導、フッ化物塗布、育児相談	年36回
2歳8か月児健診	問診、計測、聴力検査、歯科健診、歯科保健指導、 フッ化物塗布、育児相談	年36回
3歳8か月児健診	問診、尿検査、視力検査、屈折検査、計測、内科 診察・歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布、 育児相談	年36回
子育て個別相談会 乳幼児相談	育児・栄養・発達・歯科・予防接種等の相談、 妊娠中の相談	毎月3回
離乳食のおはなしタイム	離乳食の進め方の指導	年24回
発達相談	心理判定員による発達相談	毎月30回 程度
親子教室	発達相談、健診、訪問等の結果から、教室の利用 が必要と思われる子どもとその保護者を対象に親 子のふれあい遊びや保護者同士の話し合いを行い、 子育てを支援する教室	毎月6回

②成人保健事業

ア 健診・検診

事業名	内容等	対象	費用※	実施時期等
生活習慣病健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測(腹囲測定 含む)・内科診察・血圧測定・ 血液化学検査・肝機能検査・ 血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	・30~39歳 ・今年度 40歳 以上の生活保 護受給者など	*1,000円	【集団健診】 6月~12月 49回 【医療機関健診】 6月~2月
長浜市国民 健康保険特 定健診	【基本的な健診項目】 問診・身体計測(腹囲測定 含む)・内科診察・血圧測定・ 血液化学検査・肝機能検査・ 血糖検査・尿検査 【詳細な健診項目】 貧血検査、心電図、眼底検査	長浜市国民健 康保険に加入 している今年 度 40~74歳	1,000円	【集団健診】 6月~12月 51回 【医療機関健診】 6月~2月

肝炎ウイル	・B型肝炎ウイルス検査 ・C型肝炎ウイルス検査	・40歳 ・41歳以上で、 過去に肝炎ウイ	【集団健診】 *1,000円	【集団健診】 6月~12月 49回
ス検診		ルス検診未受診者	【医療機関】 **1,400 円	【集団健診】 6月~3月
肝炎ウイル ス検診推進 事業	特定年齢に達した市民に個別通 知を行い、肝炎ウイルス検診を無 料で受診できるようにし、肝炎の 予防を図る。	41 歳 (令和 3 年度末 現在の年齢)	無料	肝炎ウイルス 検診日程のと おり
骨粗しょう症検診	・骨塩定量測定 (腰椎および大腿骨の DXA 法) ・健康教育	今年度、満 50、 55、60、65 歳に なる女性	*1,800円	【医療機関健診】 6月~12月
歯周病 検診	・歯科医師による歯周病検診・歯科衛生士による歯科保健指導	30 歳以上	無料	【集団健診】 6月~12月 18回
胃がん検診	問診胃部X線撮影	40 歳以上	【集団健診】 *900円 【医療機関】	【集団健診】 6月~12月 47回 【医療機関】
			**2,500 円	6月~翌年3月
大腸がん検診	・問診 ・便潜血反応検査	40 歳以上	【集団健診】 *500円	【集団健診】 6月~12月 49回
195100			【医療機関】 *800 円	【医療機関】 4月~翌年3月
子宮頸がん 検診	・問診・視診・内診	20歳以上で前年 度未受診の女性	【集団健診】 *1,200円	【集団健診】 6月~12月 39回
15/11/2	・細胞採取	及水文的少女庄	【医療機関】 **1,500 円	4月~翌年3月
	問診		【集団健診】 49歳以下: *1,500円 50歳以上:	【集団健診】 6月~12月 39回
乳がん検診		40歳以上で前年 度未受診の女性		【医療機関】 4月~翌年3月

肺がん検診	・問診 ・胸部レントゲン検診 ・喀痰細胞診 ・喀痰細胞診 ただし、喀痰細胞診は問診の 結果、必要と認める者に対し行 う。	40 歳以上	【集団健診】 *500円 喀痰検査実施の場合は *1,100円 【医療機関】 *1,000円 喀痰検査実施の場合は *1,400円	【集団健診】 6月~12月 47回 【医療機関】 6月~翌年3月
診無料クー	特定年齢に達した市民に、大腸 がん検診の無料クーポン券を配 布し、がんの早期発見を図る。	大腸がん検診: 41歳 (令和3年度末 時点の年齢)	無料	大腸がん検診 日程のとおり
	がん検診、乳がん検診の無料クーポン券を配布し、がんの早期発見	診:21歳、乳が		子宮頸がん、乳 がん検診日程 のとおり

※費用は生活保護世帯・市民税非課税世帯の人は無料

イ 健康相談

事業名	内容等	備考	実施時期等
健康·栄養 相談	保健師・管理栄養士による高血圧・糖 尿病・高脂血症などの予防についての 個別相談。	予約が必要	随時

ウ 保健指導

事業名	内容等	対象等
	長浜市国民健康保険特定健診および生活習慣病健診受診の結果、必要な対象者に訪問や面談、電話等により、生活習慣病の予防について保健師および管理栄養士が個別に相談・支援をする。	煙診結果、質問項目から国の基 準に則り、メタボリックシンド

工 健康増進事業

事業名	内容等	対象	備考
0 次予防健康づくり 推進事業	京都大学大学院医学研究科、NP 〇法人健康づくり0次クラブと 協働で、0次予防コホート事業を きっかけとした健康づくり事業 を展開。	全市民	
結果説明会	生活習慣病健診、長浜市国民健康 保険特定健診を受診した人を対 象に、健診結果説明や生活習慣の 改善を支援する相談会を実施する。	生活習慣病健診、 長浜市国民健康保 険特定健診受診者	年 10 回
BIWA-TEKU 事業	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」を中心とした事業を展開する。スマホにインストールしたアプリに、特定健診を受ける、バーチャルラリー、スタンプラリー、各種イベントに参加等することで健康ポイントをため、たまったポイントによって抽選により景品を獲得する。	19歳以上の市民 ※40歳以上74歳ま での方はその年の特 定健診受診者 ※人間ドックを受け た方、医療機関で特 定健診を受けた方	通年
長浜市単独 BIWA-TEKU インセンティブ事業	健康推進アプリ「BIWA-TEKU」において市独自のインセンティブとして期間限定のウォーキングコースを公開し、コースを達成することで市独自の賞品を抽選で獲得できる取り組みを行うことで、アプリの新規参加者を促し、運動しやすい環境を整える。	19歳以上の市民 ※40歳以上74歳ま での方はその年の特 定健診受診者 ※人間ドックを受け た方、医療機関で特 定健診を受けた方	10~11 月 (予定)
健活チャレンジ事業	京都大学大学院医学研究科との共同研究事業として、IoT対応の健康測定機器(体組成計、活動量計、血圧計)を貸出し、市民自らが健康情報をモニタリングし、生活習慣の改善を図ることができるよう支援する。	20 歳以上の市民	通年
ながはま健康ステー ション整備事業	市民が気軽に健康づくりに触れられる健康情報発信・体験ブースを市内大型量販店と連携しながら整備する。	市内大型量販店 利用者	R3年5月 ~R4年3 月

③感染症予防事業

事業名			内容等	実施予定時期
結核健康診断			歳以上の市民を対象に、検診車での巡回による胸部 クス線間接撮影を行う。	【集団健診】 4月から6月
	ポリオ (急性灰白髄炎)		生後3か月から90か月になる1日前までの児	医療機関で随時
予防接種	ジフテリア、百日せき、 破傷風、急性灰白髄炎	接種	生後3か月から90か月になる1日前までの児初回:20~56日までの間隔で3回接種追加:1期初回終了後約1年経過して1回接種(二種混合) 11歳から13歳になる1日前まで2期:ジフテリア・破傷風の二種混合ワクチンを1回接種	医療機関で随時
	日本脳炎		・1期 満3歳から7歳6か月になる1日前までの児(流行地への渡航等の理由で希望される場合は、生後6か月から接種可能) 1期初回を6~28日の間隔で2回 1期追加を1期初回終了後約1年後に1回 ・2期 9歳から13歳になる1日前まで ・平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれの人は20歳になるまでに未接種分(合計4回)を受けることができる。	医療機関で随時
	ロタウイルス		・1 価 生後6週から生後24週まで、27日以上の間隔 をおいて2回接種 ・5 価 生後6週から生後32週まで、27日以上の間隔 をおいて3回接種	医療機関で随時
	BCG(結核)		1歳になる1日前までの児、1回接種	医療機関で随時
	B型肝炎ワクチン		1歳になる1日前までの児、3回接種 2回目:1回目接種から27日以上の間隔 3回目:1回目接種から139日以上の間隔	医療機関で随時
	麻しん・風しん		・1期 満1歳から2歳になる1日前までの児、1回接種・2期 幼稚園・保育園・認定こども園の年長に相当する 1年間、1回接種 ・5期 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日まで の間に生まれた男性、1回接種	医療機関で随時

事業名	内容等	実施予定時期
ヒブワクチン	生後2か月以上5歳になる1日前までの者 【生後2か月から7か月になる1日前までに接種開始】 初回免疫:4週から8週間隔で3回接種 追加免疫:3回目終了後、約1年後に接種 【生後7か月以上1歳になる1日前までに接種開始】 初回免疫:4週から8週間隔で2回接種 追加免疫:2回目終了後、約1年後に接種 【1歳以上5歳になる1日前までに接種開始】	医療機関で随時
小児用肺炎球菌ワクチン	生後2か月以上5歳になる1日前までの者 【生後2か月から7か月になる1日前までに接種開始】 初回免疫:27日以上の間隔で3回接種追加免疫:3回目終了後、60日以上の間隔をあけて1回接種 【生後7か月以上1歳になる1日前までに接種開始】 初回免疫:27日以上の間隔で2回接種追加免疫:2回目終了後、60日以上の間隔をあけて1回接種 【1歳以上2歳になる1日前までに接種開始】 60日以上の間隔をあけて2回接種 【2歳以上5歳になる1日前までに接種開始】	医療機関で随時
水痘ワクチン	生後12か月から36カ月になる1日前までの者2 回接種 2回目:1回目接種から3か月以上の間隔	医療機関で随時
高齢者インフルエンザ	①65歳以上の人 ②60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸器機能障害で、身体障害者手帳1級をもっている人またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害をもっている人	医療機関で 10月から12月

事業名	内容等	実施予定時期
高齢者肺炎球菌ワクチン	①年度内に65・70・75・80・85・90・95・100歳到達者 ②60歳以上65歳未満の人であって心臓、腎臓もしくは呼吸機能障害で身体障害手帳1級を持っている人 または ヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害を持っている人	医療機関で随時
子宮頸がん予防ワクチン ※国からの通知により、積極的 にはお勧めしていません。	・小学6年生から高校1年生の女子 筋肉注射で計3回の接種が必要です。 〈サーバリックスの場合〉 1回目 2回目:1回目から1か月後 3回目:1回目から6か月後 〈ガーダシルの場合〉 1回目 2回目:1回目から2か月後 3回目:1回目から6か月後	医療機関で随時

④精神保健福祉事業

事業名	内容等
ゲートキーパー養成研修	身近な人が心身の変化に気づき、傾聴し、専門機関につなげ、見守っていくゲートキーパーを養成する。 ①職場でメンタルヘルス研修 ②みんなでゲートキーパー研修
精神保健相談事業	精神しょうがい者や対象者を取り巻く人々からの相談に応じ、精神しょうがい者が地域で安心して暮らせるように支援する。
自殺対策事業	自殺の実態把握に努め、自殺の予防・啓発・相談を行う。

〇医療

1. 休日急患診療所事業

事業名	内容等
長浜米原休日急患診療所事業	比較的症状が軽い患者 (一次救急患者) の外来診療を行う。 診療を行う時間帯は、救急外来 (内科・小児科) の当番病院となる。 所 在 地:長浜市宮司町1181-2 診療日:日曜日・祝日・年末年始(12/30~1/3) 受付時間:午前 8:30~11:30 午後 0:30~ 5:30 診療時間:午前 9:00~12:00 午後 1:00~ 6:00 診療科目:内科・小児科 令和 2 年度受診者数 小児科581人 内科484人 合計1,065人

2. 地域医療推進事業

事業名	内容等
	①指定管理者との定期的なモニタリングや協議を実施 浅井東診療所と浅井診療所の指定管理者「医療法人 北海道家庭医療学セン ター」、西浅井地区診療所(にしあざい診療所・塩津出張診療所、菅浦出張診療 所)の指定管理者「公益社団法人 地域医療振興協会」と定期的なモニタリングや協 議を実施し、適正な施設管理・経営状況・課題等を把握に努めた。
	【R2年実績】 浅井東診療所・浅井診療所…モニタリングや協議 西浅井地区診療所…モニタリングや協議
へき地医療体制推進事業	②地域医療市民啓発事業 適切な医療の利用法を啓発することで、医師負担の軽減と医療資源の効率化を 図り、医療機関の維持強化に繋げていく。
	【R2年度実績】 休日急患診療所の利用啓発 ・新生児訪問や母子手帳発行時のチラシ配布 ・外国語(ポルトガル語とスペイン語)のチラシ配布

〇各種保健事業の実施状況(令和2年度)

1	①健康づくり推進協議	1回開催 ※心の健康専門部会 2回
2 地	①健康づくり推進事業	健康推進員協議会委託結果 会員数322人 出動回数2,542回 啓発人数12,561人
区組織活動	②健康推進員育成事業	健康推進員養成講座 8人受講 8人修了 ステップアップ研修、健康教室等研修・学習会 延7回 参加者数163人
支援事業	③健康づくり自主活動 グループ相談支援	読み聞かせボランティア「ジーバーぽこぽこ」 ・グループ運営相談

3 啓発普	①たばこから健康を守る環境づくり事業	健康推進員養成講座・・・計8人受講 特定保健指導での指導:56人 図書館がんを知ろう展での啓発:30人 母子手帳交付時の禁煙指導:20人 乳幼児健診での禁煙指導:201人
及活	②献血事業推進	受付4,078人、採血3,465人
動	③健康出前講座	健康出前講座 13回 受講者357人(実人数)
	母子保健事業	
	①母子健康手帳交付	770件(内 多胎児妊婦20人)
	②不妊症治療·不育症治療助成	延べ153件
	③妊婦健診	9,505件
	④新生児訪問	7 6 9件
	⑤産前・産後ケア事業	日帰り型:延6件 宿泊型:延4件(平成28年7月から事業開始)
	⑥ハッピー子育て事業	延べ289件
	⑦離乳食教室	延べ79組
	⑧子育で個別相談会乳幼児相談	延べ536人
4	9発達相談	延べ266人
生涯	⑩親子教室	延べ305組
を通	⑪4か月児健診	911人(98.2%)
じた	⑫10か月児健診	909人 (96.8%)
健	⑬1歳8か月児健診	877人(97.4%)
康づ	492歳8か月児健診	964人(95.9%)
くり	⑤3歳8か月児健診	899人 (94.4%)
事業	16訪問指導	延べ618件
	⑪親子でいい歯コンクール	中止
	成人保健事業	
	①生活習慣病健診	191人
	②長浜市国民健康保険特定健診	5,077人(28.1%) ※令和3年4月現在
	③肝炎ウイルス検診	510人
	④骨粗しょう症検診	418人
	⑤歯周病検診	204人
	⑥胃がん検診	1,724人(5.1%)
	⑦大腸がん検診	3,522人(10.5%)

	⑧乳がん検診	1,744人(20.7%)
	⑨子宮頸がん検診	1,563人(16.5%)
	⑩新たなステージに入ったがん 検診の総合支援事業	子宮頸がん検診 受診者数 74人 (再掲) 乳がん検診 受診者数 198人 (再掲)
	①大腸がん検診無料クーポン事 業	大腸がん検診 受診者数 198人 (再掲)
	②肺がん検診	1,378人(4.1%)
	保健指導	
	①特定保健指導	積極的支援 (初回) 92人 動機づけ支援(初回) 245人 ※令和3年4月現在
	健康相談	
	①健康・栄養相談	実人数612人 延人数760人
	②生活習慣病歯科相談	1 2 7 人
	健康増進事業	
		事業運営委員会 5回
		事業審査会 3回
4		ルール検討委員会 4回
4	① 0 次予防健康づくり推進事業	第3期0次健診 全日程(16日間)中止
生涯		健活チャレンジ事業 参加者40人(延べ利用者82人)
を 通		NPO法人健康づくり0次クラブ支援 (健康フェスティバル等)
じ た 健	②「健康ながはま21」計画進捗管理	健康づくり推進協議会 1回
康づく	③ながはま健康ウォーク研究事 業	近畿大学へ研究参加者の健診データ提供
くり事	④BIWA - TEKU事業	新規加入者 521人
業	⑤長浜市単独BIWA-TEKU インセンティブ事業	達成者 5 4 人
	⑥長浜健康ステーション整備事 業	(株) 平和堂と共同で野菜摂取量測定会実施 全4回 延779名参加 さざなみタウンで野菜摂取量測定会実施 1回 53名参加
	健診後の訪問指導	
	①保健師・看護師によるもの	総合1人、結核21人、がん1人、0次0人
	感染症予防事業	
	①胸部 X線間接撮影 (集団)	受診者数 5,869人
	②BCG予防接種	8 5 5 人
	③四種混合予防接種	3,463人
	④三種混合予防接種	1人
	⑤二種混合予防接種	5 5 3 人
	⑥不活化ポリオ予防接種	0人
	⑦日本脳炎予防接種	3,564人
	⑧麻しん風しん混合予防接種	1,789人
	⑨風しん予防接種	0人
	⑩麻しん予防接種	0人

	⑪インフルエンザ(高齢者)予防 接種	24,142人
	②子宮頸がん予防ワクチン	243人
	③ヒブワクチン	3,545人
	④小児用肺炎球菌ワクチン	3,502人
	⑤水痘	1,798人
4 生涯を	⑯B型肝炎	2,549人
	⑪ロタウイルス	849人
	⑱高齢者用肺炎球菌	1,348人
	精神保健福祉事業	
通じた	①ゲートキーパー養成研修(企業向き)	1回 12人受講 (受講企業数:2社)
た健康	②ゲートキーパー養成研修(一般)	基礎編:63人、応用編:16人
づ	③精神保健相談事業	延べ1,622件
くり事業	④自殺対策事業	○実態把握 死亡小票調査 長浜市健康づくり推進協議会 心の健康専門部会を開催し情報・課題共有 ○啓発活動 相談窓口一覧やゲートキーパーに関するパンフレットを研修や庁内窓 口、市内公共施設等へ配布・設置。 産後うつ病予防のため、全数の新生児訪問時、パンフレットを配布。 市内中学2年生に対し「SOSの出し方・相談窓口」啓発ファイルを配布。 相談窓口入り啓発シールを、協力が得られた市内B型作業所の商品に貼付 委託し啓発。 「こころの健康づくり」に関する動画配信 ○自殺未遂者支援事業 医療機関から連絡を受け、自殺未遂者に対し支援を行う。

※②~⑯の予防接種者数は令和2年2月接種分までの接種人数

〇高齢者福祉

1.「ゴールドプランながはま21」

本市では、老人福祉法に基づく高齢者福祉施策の根幹となる計画「長浜市高齢者保健福祉計画」および介護保険法に基づく介護保険事業運営に関する計画「長浜市介護保険事業計画」ならびに高齢者保健に関する取組内容を「ゴールドプランながはま21」として一体的な計画として策定しており、現在は第8期(令和3~令和5年度)の計画期間にあります。

本計画のもとに、「みんなで支え合い いきいきと暮らせる あたたかな長寿福祉のまち」を基本理念に、介護・予防・医療・生活支援・住まいの視点を一体的に捉え、かつ地域福祉活動との協働の活性化を図るなかで、地域生活での課題に対し日常生活圏域の実態等に即して系統的に支援していく「地域包括ケアシステム」の強化を進めていきます。

2. 高齢者の状況

①高齢者数·高齢化率

	全人口	65歳以上	高齢化率
R3. 4. 1	116, 444	33, 237	28.54%
R2. 4. 1	117, 403	33, 054	28. 15%
Н31. 4. 1	118, 125	32, 917	27.86%
Н30. 4. 1	118, 808	32, 716	27. 53%
H29. 4. 1	119, 748	32, 448	27. 09%

②年代別人口比率(令和3年4月1日現在)

	人口	人口比率	男性人口	女性人口
全人口	116, 444		57, 069	59, 375
40歳以上	71, 103	61.06%	33, 538	37, 565
50歳以上	54, 835	47. 09%	25, 237	29, 598
60歳以上	40, 120	34. 45%	17, 899	22, 221
65歳以上	33, 237	28. 54%	14, 587	18, 650
70歳以上	26, 018	22. 34%	11,004	15, 014
75歳以上	17, 564	15. 08%	6, 956	10, 608
80歳以上	11, 457	9.84%	4, 224	7, 233
90歳以上	2, 688	2. 31%	714	1, 974
100歳以上	102	0.09%	10	92
世帯数	46, 673			

③地域別高齢者数·高齢化率(令和3年4月1日現在)

地域	人口	65歳以上	高齢化率	地域	人口	65歳以上	高齢化率
長浜地域	8,812	2, 874	32.61%	びわ地域	6, 518	2, 246	34. 46%
六荘地域	14, 486	2, 962	20. 45%	虎姫地域	4, 814	1,612	33. 49%
南郷里地域	10, 630	2,630	24. 74%	湖北地域	8, 118	2, 524	31. 09%
神照地域	19, 930	4, 235	21. 25%	高月地域	9, 528	2, 944	30.90%
北郷里地域	3, 986	1, 281	32. 14%	木之本地域	6, 619	2, 480	37. 47%
西黒田地域	2, 110	741	35. 12%	余呉地域	2, 910	1, 238	42. 54%
神田地域	1, 147	417	36. 36%	西浅井地域	3, 755	1,416	37. 71%
浅井地域	12, 741	3, 548	27.85%	その他	340	89	26. 18%
				合計	116, 444	33, 237	28. 54%

④最高齢者 男性102歳、女性108歳(令和3年4月1日現在)

⑤介護保険認定状況(令和3年1月分介護保険事業状況報告)

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	計
事業対象者	88	_	88
要支援1	588	9	597
要支援2	991	24	1,015
要介護1	1, 239	15	1, 254
要介護 2	1, 251	23	1, 274
要介護3	979	25	1,004
要介護4	779	11	790
要介護5	576	25	601
合計	6, 491	132	6, 623

3. 敬老祝賀

多年にわたり社会に尽してこられた高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿をお祝いします。満100歳の誕生日の際に5万円の祝賀金をお贈りします。

(人)

〔件数等〕 年度中100歳到達者 49人 (令和2年度)

4. 老人クラブ活動助成

高齢者の生活を健全で豊かなものにし、生きがい・健康づくりを通じた活力のある長寿の地域社会の形成を図ることを目的として結成された老人クラブの活動に対して支援します。

〔件数等〕 クラブ数 163団体会員数 13,554人 (令和2年度)

5. 老人クラブバス利用助成

老人クラブが行う研修等の際に、バスを利用される場合にその費用を助成し、活動を支援します。 参加者数が10人以上の場合は3万円、29人以上の場合は5万円を上限として、年1回交付します。

〔件数等〕 10人以上28人以下 8件

29人以上 0件 (令和2年度)

6. シルバー人材センター運営補助

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う社団法人「シルバー人材センター」に対し、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、センターの運営および事業に対する支援を行います。

[センターの状況]正規会員1,602人受託調整事業受注件数5,061件

派遣事業件数 131件

就業人員実人員1,301人延べ人員110,066人

契約額合計 715, 109, 587円

・受託調整事業 (うち地方公共団体 124,110,074円)

•派遣事業 175,629,073円

7. 衛生材料の支給(介護保険法:地域支援事業)

市民税非課税世帯の高齢者のうち、要介護3から5の人で、申請日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、衛生的な生活を推進するとともに介護者の負担の軽減を図るため、月当たり4,500円分の紙おむつおよびおむつカバーなどの支給券を交付します。所得制限があります。

〔支給件数〕 465人 のべ4,160枚 (令和2年度)

8. 訪問理美容サービス

所得税非課税世帯の高齢者のうち、要介護4または5の人で、基準日前6か月において3か月以上在宅生活を送っている人に、在宅生活での保潔のため、居宅において理美容を行います。 年2回、利用券を交付します。所得制限、利用者負担があります。

〔支給件数〕 42人 のべ63回分 (令和2年度)

9. 住宅改造費の助成

高齢者が在宅で自立心をもって生活できる住環境の整備を図るため、身体のしょうがい等により 日常生活を営むのに支障があり、寝たきり・準寝たきりと判定される高齢者が居住している住 宅について、日常生活動作能力の低下した人の排泄、入浴、移動等を容易にするための改造に要す る費用を助成します。

助成対象経費の限度額を464,000円とし、助成率については2分の1、介護保険法による給付が優先します。所得制限があります。

〔支給件数〕 4件 (令和2年度)

10. 見守り配食支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の人に、高齢者等の安否の確認を目的として、1日1回、週5回を限度に昼食又は夕食を宅配します。費用の一部は自己負担になります。

[支給件数] 月平均125人 年間25,950食 (令和2年度)

11. 雪下ろし費用補助事業

市民税非課税世帯で除雪作業が困難な高齢者世帯等が居住される住居の屋根の雪下ろし作業を含めた住居周辺の除雪作業について、委託費用の一部を助成します。1回当たり1万円、年3回までを基本として交付します。(余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区および西浅井地域は4回)所得制限があります。

[支給件数] 9件 (令和2年度)

12. 日常生活用具の給付

市民税非課税世帯で心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者で、 被保護世帯等の人に、日常生活用具(自動消火器、火災警報器、電磁調理器)の給付を行いま す。所得制限、自己負担があります。

1件 (令和2年度) 〔支給件数〕

13. 福祉電話の貸与

在宅のひとり暮らし高齢者または高齢者のみで構成される世帯の人で、寝たきりもしくは病 弱またはこれに準ずる状態にある人、通信設備を有していない人に電話を設置し、安否の確認、 孤独感の緩和等により福祉の増進を図ります。所得制限があります。使用料は使用者の負担で す。新規申込みは終了しています。

〔貸与件数〕 3件 (令和2年度)

14. 緊急通報システム

在宅のひとり暮らし高齢者等で身体病弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難で生命 の危険が推測される人の急病、事故等の緊急事態に対処するとともに、日常生活上の安全確保 と不安を解消することを目的として、緊急通報装置を貸与します。協力員3人の確保を要しま す。費用の一部および電話料金は利用者の負担となります。

〔貸与件数〕 73件 (令和2年度)

15. 認知症高齢者等家族支援サービス事業(介護保険法:地域支援事業)

位置探知端末機器を家族等保護者に貸与し、要介護認定を受けている高齢者で認知症により 行方不明になるおそれのある人に携帯させることにより、行方不明時に現在地を特定して、早 急な保護、事故防止につなぐなど、安心して介護できる環境の整備を図ります。利用料のほか 緊急対応等の費用は利用者の負担となります。

6件 (令和2年度) [貸与件数]

16. 介護予防生活支援事業「生活管理指導短期宿泊事業」

要介護認定で自立と判定された高齢者のうち、一時的に在宅生活が困難となる人に対し、養 護老人ホームへの短期間の宿泊において、体調の調整や生活習慣の指導を行います。利用者負 担があります。

「件数] 6件 (令和2年度)

17. 成年後見制度利用支援事業(介護保険法:地域支援事業)

認知症高齢者など判断能力が不十分な状態の人で、親族が申立をすることが困難な人に対し、 必要に応じて、市長が成年後見申立を行い、個人の自立した生活の支援を行います。

また、家庭裁判所で後見人が選任された者のなかで、必要な費用を負担することが困難な人 に、審判申立費用や後見人等への報酬に要する費用に対して助成を行います。

[市長申立件数]

5件 [申立費用助成件数] 0件

〔後見人等報酬費用助成件数〕 10件(延11件)

(令和2年度)

18. 「長浜市成年後見・権利擁護センター」

認知症や知的・精神しょうがい等により判断能力が十分でない人の権利が侵害されないよう、成年後見制度等の制度および事業を的確に利用できるよう相談等に応じ、また関連する情報を広く広報するとともに、これらの人の権利を尊重し擁護すること、また権利の行使を援助することの仕組みづくりを進めることを目的に、「長浜市成年後見・権利擁護センター」を設置、運営しています。(平成26年4月開設)

〔委託先〕 (福)長浜市社会福祉協議会

〔設置場所〕 ・長浜センター(高田町12番34号 さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ内)

・木之本センター (木之本町千田53番地 木之本福祉ステーション内)

[事業內容] 制度相談、手続支援、広報啓発、研修会、後見受任者支援等

19. 「買物情報宅配便」の配布(買物弱者支援事業)

高齢者やしょうがいのある人など、日常の買物に不便や苦労を感じる人への支援を目的に、 宅配や移動販売、買物代行など買物支援サービスを行う事業所や団体の情報を掲載したパンフ レット「買物情報宅配便」を配布しています。

20. 高齢者24時間対応型安心システム事業(介護保険法:地域支援事業)

介護者の急な病気、事故等で居宅での介護ができなくなるなどの緊急の場合に、指定通所介護事業所等において、要介護者の居場所を確保するものです。利用者負担があります。

〔利用件数〕 0件 (令和2年度)

21. 養護老人ホームへの入所

心身、家族関係、住宅事情、経済的理由などによって世帯が困窮し、在宅生活が困難な人が 入所する老人福祉施設です。入院加療を要する病態でないこと、伝染性疾患を有していないこ と、身の回りのことが自分でできることなどが入所の要件です。収入等の状況に応じた入所負 担金を納付することが必要です。

[入所先施設数および入所者数] 4か所、27人 (令和2年度)

22. 介護老人保健施設

介護保険法に規定される介護老人保健施設を設置しています。

要介護者に対し、看護、医学的管理下における介護および機能訓練その他必要な医療を行うとともに、日常生活上の世話を行います。

施設入所サービス、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護事業を実施しています。

1 7 1 100 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	- 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4
名称	位置
介護老人保健施設 湖北やすらぎの里	木之本町黒田 1221 番地

23. 福祉ステーション

福祉ステーションでは、老人福祉法に規定される居宅介護事業・デイサービス事業・老人福祉センター事業・介護支援センター事業、介護保険法に規定される訪問入浴介護事業・通所介護事業・居宅介護支援事業、その他ボランティア活動支援事業など高齢者福祉および地域福祉の増進を図る事業を実施しています。

名称	位置	施設
長浜東部福祉ステーション	東上坂町 1000 番地	長浜東部高齢者福祉センター
	宋工级型 1000 番地	長浜東部デイサービスセンター
 長浜西部福祉ステーション	朝日町 19 番 3 号	長浜西部高齢者福祉センター
	初口四 13 街 3 万	長浜西部デイサービスセンター
 長浜北部福祉ステーション	 神照町 288 番地 1	長浜北部高齢者福祉センター
交換化的価値へクークョン	作用。[200 街地 1	長浜北部デイサービスセンター
浅井福祉ステーション	今荘町 859 番地 1	浅井デイサービスセンター
びわ福祉ステーション	難波町 483 番地	びわデイサービスセンター
 湖北福祉ステーション	湖北町速水 1860 番地	湖北高齢者福祉センター
例れて田性ハブ・フョン		湖北デイサービスセンター
高月福祉ステーション	高月町西物部 73 番地 1	高月高齢者福祉センター
同月佃価ペク・フョン	同月町四初前73番地1	高月デイサービスセンター
 木之本福祉ステーション	木之本町千田 53 番地	木之本高齢者福祉センター
小之本価位入 / ・ ノョン		木之本デイサービスセンター
余呉福祉ステーション	余呉町中之郷2434番地	余呉高齢者福祉センター
示共田地へ/ 一クョク	赤沢町 中心が2404角地	余呉デイサービスセンター
西浅井福祉ステーション	西浅井町塩津浜 1795 番地	西浅井デイサービスセンター
(長浜市民交流センター)	地福寺町4番36号	長浜高齢者福祉センター

24.「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」(災害時要援護者支援(登録))

自治会や防災組織などによる日ごろの見守り活動を通じ、災害発生時の要援護者の安否確認、 救助、避難誘導の体制を整えるため、ひとり暮らしの高齢者や重いしょうがいのある人など日 常生活に手助けが必要であったり避難の際に支援が必要な人などで、災害時の支援を希望され る人からの登録を受け付けています。

登録申請後は、自治会関係者が中心となり個々に協議、確認を行って個別計画を作成いただきます。災害時のみならず日ごろからの見守り体制を身近な自治会組織が主体となって築いていくものとして行っています。作成された個別計画の情報については、自治会、民生委員、避難支援者、社会福祉協議会、市で共有します。

〇介護保険(第1号被保険者)

1. 被保険者

被保険者数 33,248人 (令和3年4月1日現在)

2. 介護保険料賦課基準額

令和3年度の基準額 年額78,840円 月額 6,570円

段階		対象者	基準額に対応する割合 【保険料 (年額)】
第1段階	世帯・本人が	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	×0.27 21,280円
第2段階	市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円を超え120万円以下の人	×0.45 35,470円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円を超える人	×0.70 55,180円
第4段階	世帯が市民税	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	×0.90 70,950円
第5段階	課税で、本人が 市民税非課税	課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円を超える人	基準額 78,840円
第6段階		合計所得金額が80万円未満の人	×1.15 90,660円
第7段階		合計所得金額が80万円以上120万円未満 の人	×1.20 94,600円
第8段階		合計所得金額が120万円以上210万円未 満の人	×1.30 102,490円
第9段階	本人が市民税	合計所得金額が210万円以上320万円未 満の人	×1.50 118,260円
第10段階	課税	合計所得金額が320万円以上400万円未 満の人	×1.70 134,020円
第11段階		合計所得金額が400万円以上700万円未 満の人	×1.90 149,790円
第12段階		合計所得金額が700万円以上1,000万円 未満の人	×2.10 165, 560円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	×2.20 173,440円

3. 保険給付

区分	給付割合および給付額		
給 付 額	利用額の9割(8割または7割)給付		
福祉用具購入費	要した費用(上限額 100,000円(年間))の9割(8割または7割)給付		
住宅改修費	要した費用(上限額 200,000円(原則一回限))の9割(8割または 7割)給付		

4. 高額介護サービス費

利用者負担額の上限を設けて上限額を超えた分を給付し、利用者の負担を軽減します。

対 象 者	利用者負担の月上限額
年収約1,160万円以上の人	140, 100円(世帯)
年収約770万円以上約1,160万円未満の人	93,000円(世帯)
年収約383万円以上約770万円未満の人	44,400円(世帯)
一般(年収約383万円以下で市民税世帯課税の人)	44,400円(世帯)
市民税世帯非課税の人	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年	24,600円(世帯)
金収入額の合計が年間80万円以下の人等	15,000円 (個人)
生活保護を受給している人等	15,000円(個人)

^{*}令和3年8月から適用

5. 特定入所者介護サービス費

所得金額の低い人には、居住費・食費の負担限度額を定め、施設利用の際の負担を軽減します。

・居住費の負担の上限額(日額)

区分		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
多床室(相部屋)		0円	370円	370円	370円
従来型	特養等	320円	420円	820円	820円
個室	老健・療養型	490円	490円	1,310円	1,310円
ユニット型個室的多床室		490円	490円	1,310円	1,310円
ユニット型個室		820円	820円	1,310円	1,310円

・食費負担の上限額(日額)

区分	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
施設サービス	300円	390円	650円	1,360円
短期入所サービス	300円	600円	1,000円	1,300円

^{*}令和3年8月から適用

- *負担の上限は、世帯の市民税課税状況、本人の収入状況、及び次の①~③を勘案して決定 ①預貯金等を勘案(それぞれの段階及び配偶者の有無により上限金額が設定される)
 - ②配偶者の所得を勘案(世帯を分けていても勘案される)
 - ③遺族年金や障害年金などの非課税年金を勘案

6. 特別養護老人ホームの重点化

特別養護老人ホームへの新規入所者を原則として要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化するものです。

軽度(要介護1・2)の要介護認定者については、「心身の状況や置かれている環境等の事情に照らして、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある」と認められる場合に、市町村の関与のもと、特例的に入所が認められます。

*やむを得ない事由とは、次のような場合です。

- ①認知症があり、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ②知的しょうがい・精神しょうがい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。
- ④単身世帯である、同居家族が高齢または病弱であること等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

〇介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)

(平成28年3月31日開始)

1. 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2、基本チェックリスト該当者が利用できるサービスです。 訪問サービス3類型、通所サービス3類型、介護予防ケアマネジメントを実施しています。

	サービスの名称									
訪問サービス	総合事業訪問介護									
	生活支援型訪問サービス(基準を緩和したサービス)									
	集中支援型訪問サービス(短期集中支援型サービス)									
	「元気アップ訪問(運動機能向上)」									
	「元気アップ訪問(栄養改善)」									
	「元気アップ訪問(口腔機能向上)」									
通所サービス	総合事業通所介護									
	活動支援型通所サービス(基準を緩和したサービス)									
	集中支援型通所サービス(短期集中支援型サービス)									
	「元気アップ通所(運動機能向上)」									
介護予防ケアマネジメント										

2. 一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象とした事業です。地域における住民主体の介護予防活動の育成および支援を行うとともにリハビリテーションに関する専門職を生かした自立支援に資する取組等を支援します。

<事業内容>

	事業・教室名	対象		内	容	令和2	年度 実績	
普及啓発	介護予防出前	加士日		介護予防(転信 防、口腔、栄養		実施回数		35回
啓発	講座	一般市民	的、口腔、木乳 に関する啓発記		受講人数	延 5	84人	
			教室開催を通		実施会場		0会場	
地域介護予	転倒予防教室	運動機能向上を図り、 自主活動に繋げたいと 全望士ス京松老		て、地域に介護予 防に資する介護予 防の通いの場を立		新規立ち上 げグループ	0 グ	゛ループ
		希望する高齢者	ち上げる。	& <u>Л</u>	延べ活動グ ループ	1669	゛ループ	
) 活 動	キュノル十人	転倒予防教室を修	-	介護予防の啓発や 相互交流を兼ねた		実施会場	1	3会場
防活動支援事業	きゃんせ大会	し、自主活動をしてい るグループ		相互交流を兼 研修会	4 3/ご	参加人数	実	72人
事業	 介護予防サポ			サポーターの活動を		実施会場	1	3会場
	ーター支援			支援する。きた大会と合同で領		参加人数	実	31人

	地域介護予防 活動支援事業 補助	屋内で高齢者の体力向 上及び閉じこもり予防 のための通所活動を実 施する団体で、65歳以 上の高齢者が5人以上 会員となっている団体	『高齢者の元気ア ップ』をめざして 屋内を中心として 住民主体の通いの 場等の活動を実施 する団体に運営 費、備品等の支援 を実施。	補助団体数	実	4 9 団体
	高齢者活躍よ りあいどころ 事業	市内でよりあいどころ (高齢者が寄り合い、生 きがいを高める活動を 行う拠点)を整備する法 人又は団体	よりあいどころの整 備費及び運営費の補 助を実施。	よりあいど ころ整備か 所数		11か所
			 地域で介護予防に	 体力測定	15グループ	
地域	転倒予防自主 グループ活動 支援	転倒予防教室を修了 し、自主活動をしてい るグループ	資する住民主体の 通いの場として活	14月例是	延	134人
リハビ			動が継続できるよう	体操指導	35グループ	
ヒリテ			支援する。	147条1日号	延	449人
ノーショ	運動機能向上 トレーニング	運動機能向上トレーニ ング教室を修了し、自	自主的にマシントレーニングを続け、介	活動人数	実	50人
ン活動	教室自主グル ープ支援	主活動をしているグル ープ	護状態とならないよ う予防することを支 援する。	延べ人数	延	760人
活動支援事業	通所介護事業	リハビリテーション専 門職が在籍していない	事業所の自立支援を ふまえた評価やアプ	支援事業所 数		2事業所
素 	所活動支援	通所介護事業所	ローチの取組み等に 対して支援する。	派遣回数	延	6 回

〇包括的支援事業 (地域支援事業)

1. 地域包括支援センターの運営

高齢者への介護・保健・福祉・医療など様々なサービスの調整を総合的に行い、地域の包括的ケアを行う機関として高齢者を総合的にサポートします。センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が相互に連携し、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④権利擁護などの業務を行います。

<組織体制>

名称	設置場所/連絡先	担当する日常生活 圏域	運営者
南長浜 地域包括支援センター	長浜西部福祉ステーション (朝日町19番3号) 番 65-8352	長浜、六荘、 西黒田、神田	(福)青祥会
神照郷里 地域包括支援センター	長浜北部福祉ステーション (神照町288番地1) 番 65-8267	神照、南郷里、 北郷里	(福)長浜市社 会福祉協議会
浅井びわ虎姫 地域包括支援センター	虎姫生きがいセンター (宮部町3445番地) ☎73-2653	浅井、びわ、 虎姫	(福)長浜市社 会福祉協議会
湖北高月 地域包括支援センター	高月福祉ステーション (高月町西物部73番地1) 番 85-5702	湖北、高月	(福)長浜市社 会福祉協議会
木之本余呉西浅井 地域包括支援センター	長浜市立湖北病院 (木之本町黒田1221番地) 番 82-3570	木之本、余呉、 西浅井	長浜市立 湖北病院

<令和2年度の業務実績>

① 健康づくりや介護予防を支援します。 <介護予防ケアマネジメント業務>

要支援1・2と認定された人、基本チェックリストによる事業対象者の人に対して、本人の生活 状況等を把握・分析し、自立と生活の質の向上を目指し、適切な社会資源やサービスを結びつける などの調整を行います。

1) 事業対象者・要支援1・2と認定された人への介護予防ケアマネジメント件数

(単位:延件数)

区分	介護予防支援	介護予防ケアマネジメント	合計
直営	3, 100	1, 960	5,060
委託	5, 064	2, 319	7, 383
合 計	8, 164	4, 279	12, 443

② さまざまな相談に応じます。 <総合相談支援業務>

高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談

や心配ごと、悩み以外にも健康や福祉、医療や生活全般に関することなどの相談に応じます。

1) 高齢者に関する在宅介護、医療、虐待等の総合相談件数

南長浜地域包括支援センター延 4,098件神照郷里地域包括支援センター延 4,033件浅井びわ虎姫地域包括支援センター延 2,695件湖北高月地域包括支援センター延 1,644件木之本余呉西浅井地域包括支援センター延 2,254件計 14,724件

③ 暮らしやすい地域づくりを推進します。 <包括的・継続的ケアマネジメント支援業務>

高齢者それぞれの心身の状態に合わせた適切なサービスが受けられるよう地域の介護支援専門員への指導や支援の他、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、様々な機関とのネットワークづくりを推進します。

1) 介護支援専門員の支援

介護支援専門員が要援護者の自立支援に向けた介護支援計画が立てられるように、個別相談、研修会、自立支援会議等を開催して介護支援専門員を支援します。

2) 医療機関との連携

かかりつけ医や病院と連携して、支援や相談体制の充実に努め、連携体制の構築を図ります。

3) 多職種との連携

介護・福祉・保健・医療などのさまざまな関係機関と連携を行い、地域ぐるみで支える取り 組みを行います。また、長浜・米原地域医療支援センターと連携し、他機関、多職種間ですす める在宅医療・介護の推進に取り組みます。

(4) さまざまな権利を守ります。<権利擁護業務>

高齢者が安心していきいきと暮らすために、個人のさまざまな権利を守ります。成年後見制度の紹介や利用支援、虐待の防止や早期発見・対応など高齢者の権利侵害に対応します。

1) 高齢者虐待対応実績

高齢者虐待通報75件高齢者虐待対応実人数108人

2) 権利擁護事業と成年後見制度の利活用支援

認知症高齢者等判断力が低下した高齢者の権利や財産を守るため、日常生活支援事業(権利 擁護事業)をはじめ、成年後見制度や任意後見制度への利活用・促進を図ります。

成年後見制度に関する相談(認知症高齢者) 102件 地域福祉権利擁護相談・援助(認知症高齢者) 4,554件 (令和2年度長浜市成年後見権利擁護センター実績より)

2. 在宅医療・介護連携推進事業

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における在宅医療を支える医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

1) 在宅医療・介護連携に関する相談支援事業

- ・長浜米原地域医療支援センターのホームページに相談窓口を紹介
- ・医療・介護専門員を配置した相談(令和2年度)

相談者	件数
専門職	11件
一般住民	0件
計	11件

2) 医療·介護関係者研修事業

医療・介護関係者研修 年間3回(オンライン視聴研修会を実施しました)

3) 地域住民への普及啓発事業

- ・地域医療福祉フォーラム 新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止
- ・出前講座 内容「住み慣れた地域で最後まで自分らしく暮らすために」 「もしバナゲームをしませんか」 「エンディングノートを書こう」

開催回数	16回
参加人数	261人

3. 認知症施策総合推進事業

高齢者になっても認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療機関、民生委員・児童民生委員、ケアマネジャー、地域づくり協議会などの社会資源のネットワーク化による支援体制を構築する事業を行います。

令和2年度は、認知症の経過と症状や対応例、知っておきたい連絡先一覧などの情報をまとめた認知症ケアパスの内容を見直し、『認知症あんしんガイドブック』を新たに作成しました。今後市民や関係機関に広く周知し、認知症の相談対応時に活用していきます。

また、認知症のある人とその家族、地域住民、専門職等の誰もが自由に集うことのできる「認知症カフェ」の取組推進を支援するため、支援制度の創設について検討を行いました。

1) 認知症初期集中支援推進事業

専門職で構成されたチーム員が、認知症が疑われる人や症状の対応に困っている人の自宅を 訪問して、症状や生活に支障がでている状況を確認し、受診などの医療の支援や認知症ケアの 支援等を、集中的かつ包括的に行っています。

新規訪問支援対象者…10名 (令和2年度)

2) 一般啓発事業

「認知症の人とその家族と一緒に歩む市民のつどい」

令和2年11月29日(日) 会場:長浜市民交流センター 参加者:43人

3) 認知症キャラバン・メイト養成事業

認知症に対する正しい理解と具体的な対応方法を市民に伝える推進役の「認知症キャラバン・メイト」の養成講座を2~3年ごとに開催しています。

令和2年9月17日(木) 会場:湖北福祉ステーション 参加者:42人

4) 認知症サポーター養成事業

講師役となるキャラバンメイトが、地域や職域において認知症の正しい理解と見守りをする「認知症サポーター」の養成をする認知症サポーター養成講座を行う住民啓発をしています。

令和元年度認知症サポーター養成講座 開催数:50回

養成サポーター数:1,566人

5) 認知症高齢者等SOSほんわかネットワーク事業

行方がわからなくなり警察に届け出をされた認知症高齢者等の人の情報を、メール配信協力者に提供し、早期に発見につながる支援や見守りを行います。

メール配信協力者3,792人(令和3年3月末現在)事前登録者延べ195人(令和3年3月末現在)

4. 生活支援体制整備事業

高齢者の介護予防、生活支援サービスの充実に向けた地域の体制づくりを進めるため、生活支援コーディネーターの配置および協議体を設置(活動の推進)します。(平成28年4月活動開始)

[生活支援コーディネーター業務委託先] (福) 長浜市社会福祉協議会 [市域全域(第1層)協議体] 長浜市支え合いの地域づくり推進委員会

〇長浜市介護認定審査会

1. 概要

長浜市介護認定審査会は、介護保険法に基づき介護保険被保険者の要介護認定および要支援認定係る審査・判定をする長浜市の附属機関です。

所在地 長浜市八幡東町632番地 長浜市役所内

2. 構成

医療・保健・福祉の各分野で豊富な知識・経験を有する人を介護認定審査会委員に委嘱・任命し、多面的な視点による審査を実施しています。

委員数 83人(医療分野30人、保健分野35人、福祉分野18人)

合議体数 16合議体

審査会開催数 184回(令和3年度予定)

3. 審査判定の状況

年度	区分	<i>*</i>	. 要支	要支	要介	介要介	要介 要介 護2 護3		要介	合計	# W	再	2 次判定での変更		
		自立	援1	援2	護1	護2					取消	調査	上方 変更	下方 変更	変更 合計
H28	件数	22	541	1,092	1, 193	1, 228	783	688	566	6, 113	0	0	186	126	312
年度	割合	0.4%	8.8%	17. 9%	19.5%	20.1%	12.8%	11. 3%	9.3%		0.0%	0.0%	3.0%	2. 1%	5. 1%
H29	件数	20	443	817	973	1,088	825	696	580	5, 442	0	0	170	90	260
年度	割合	0.4%	8. 1%	15. 0%	17. 9%	20.0%	15. 2%	12.8%	10. 7%		0.0%	0.0%	3. 1%	1. 7%	4.8%
H30	件数	22	454	904	1, 059	1, 161	746	671	545	5, 562	0	1	184	72	256
年度	割合	0.4%	8. 16%	16. 25%	19.0%	20.87%	13. 41%	12.06%	9.8%		0.0%	0.02%	3. 31%	1. 29%	4. 60%
R元	件数	19	515	888	1,003	1, 107	832	638	605	5, 607	0	1	191	63	254
年度	割合	0. 34%	9. 18%	15. 84%	17.89%	19. 74%	14.84%	11. 38%	10. 79%		0.0%	0.02%	3. 41%	1. 12%	4. 53%
R2	件数	13	412	628	811	795	592	537	446	4, 234	0	0	149	30	179
年度	割合	0. 31%	9. 73%	14. 83%	19. 15%	18. 78%	13. 98%	12. 68%	10. 53%		0%	0%	3. 52%	0. 71%	4. 23%